

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【会社名】	チャットプラス株式会社
【英訳名】	ChatPlus Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大江 繭子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	050-8882-5558(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼管理部長 森下 俊光
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	050-8882-5558(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼管理部長 森下 俊光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年9月29日の第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の成長投資を含む資本政策の柔軟性及び機動性の確保並びに税制上の適切な対応を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替であり、当社の発行済株式総数及び純資産額に変動はなく、株主の皆様のご所有株式数及び1株当たり純資産額に影響はありません。

①減少する資本金の額

資本金の額418,618,000円のうち408,618,000円を減少して10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

②資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

③資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年9月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

大江繭子、赤松哲典、森下俊光、吉富純一を取締役として選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	40,000	—	—	(注)1	可決 100.00
第2号議案 取締役4名選任の件					
大江繭子	40,000	—	—	(注)2	可決 100.00
赤松哲典	40,000	—	—		可決 100.00
森下俊光	40,000	—	—		可決 100.00
吉富純一	40,000	—	—		可決 100.00

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。